

令和6年度 事業別行政経営計画書

所属名	まちづくり部まちづくり推進課	予算科目	6-1-1-(3)
事業名	農業委員会事業		

■基礎情報

目的	地域環境の質的な向上につながる農地の保全を目指すため、農地転用の適正審査、耕作放棄地化の未然防止など、健全な農業委員会運営に対する支援に努める。	
事務内容	農業委員会が、以下に掲げる事務を適正且つ円滑に行うための支援 ・ 農業委員会総会運営 ・ 農地法関係許可・届出事務 ・ 農業者年金関係	・ 納税猶予関係事務 ・ 農地台帳の整備 ・ 遊休農地、違反転用パトロール ・ 農地の利用状況及び利用意向調査
現在における経過又は課題	課題としては、高齢化及び後継者不足により、農地所有者自らが耕作したり管理することが困難な状況であり、このままでは町内農地や農業が持続していかないため、最適化活動（農地の集積、遊休農地の解消及び新規参入の促進）に重点的に取り組む必要がある。	
令和6年度の目標又は改善策	課題に対する目標としては、農業委員会委員や農地利用最適化推進委員が行う農地パトロールの際、事務の効率化を図るために令和4年度に導入したタブレット端末を有効利用するとともに、町と連携し、自ら耕作や管理ができなくなった農地所有者の相談や農地の受け手の利用意向を聞きながら、農地の集積、遊休農地の解消や新規発生の抑制及び新規就農者の参入促進に向けて農業委員会が行う最適化活動を支援する。	

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 5 章	未来へと引き継ぐ環境保全とまちの活力を創造する				
		基本政策	第 2 節	産業・経済				
成果指標								
	H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 実績値	R4 実績値	R5 実績値	R6 実績値	R7 目標値

■3年間の目標

目標	遊休農地の発生防止や農地の集約化による農地の適正化を進めることを目標とする。					
項 目（単位）	R4実績	R5実績	R6実績	R7目標	R8目標	

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R7年度	タブレット端末を活用した情報管理を行うとともに、町と連携し、自ら耕作や管理ができなくなった農地所有者の相談や農地の受け手の利用意向を聞きながら、新規就農者の参入促進や農地利用集積、遊休農地対策を図る。
R8年度	タブレット端末を活用した情報管理を行うとともに、町と連携し、自ら耕作や管理ができなくなった農地所有者の相談や農地の受け手の利用意向を聞きながら、新規就農者の参入促進や農地利用集積、遊休農地対策を図る。

■作業工程（当該年度）

月	作 業 内 容
毎月	● 農業委員会が、以下に掲げる作業を適正且つ円滑に行うための支援
4	・ 大口町農業委員会総会の開催
7	・ 委員会活動計画の策定（HPによる公表）（～5月）
8	・ 農業者年金現況届の回収（年金受給者の現況チェック）
	・ 納税猶予（税務署からの通知者）現地確認（事務局）
	・ 農地パトロールの実施（委員、推進委員及び事務局）（～9月）
12	・ 農地台帳の郵送、回収及び整備
3	・ 農地パトロール結果に係る農地適正化状況等の取りまとめ（～1月）
	・ 委員会活動点検・評価（HP等による公表）
随時	・ 農地法関係許可申請等に関する現地確認（委員、推進委員及び事務局）
	・ 農地法関係許可申請等に関する事務
	・ 農地相談（権利移転・転用・相続・その他）事務
	・ 遊休農地に関する苦情対応・処理事務
	・ 農業委員会会議録事務

■目標又は改善策に対する取組内容

目標に対する取組としては、令和6年9月12日から9月18日までの間で実施した農業委員会委員や農地利用最適化推進委員による農地パトロール（町全域179筆）の際、現地でタブレット端末を利用し筆界の確認や現況写真の撮影を行い記録した。この記録情報を基に、是正が必要と考えられる農地89筆を抽出、町と農業委員会が連携しながら農地所有者を特定し、自己又は作業委託による適正管理を促した。また、新たな取組として、行政区別の耕作放棄地や利用集積状況を農業委員会委員や農地利用最適化推進委員が把握できるようにし、それぞれの地区で、自ら耕作や管理ができなくなった農地所有者の相談や農地の受け手の利用意向を聞きながら、農地の集積、遊休農地の解消や新規発生抑制及び新規就農者の参入促進に向けて農業委員会が行う最適化活動を支援するよう取り組んだ。

■評価

取組に対する評価としては、昨年度までは、農地パトロールの際に、同行した事務局職員がタブレット端末を試行的に利用するだけに留まっていたが、今年度は委員への利用研修として、少しずつではあるが現地活用の実施体験を行うことができた。今後、委員全員がタブレット端末を活用できるよう、農地パトロール以外の現地確認の際に利用研修を実施していきたい。また、令和6年度末に町が策定した地域計画や目標地図については、農地所有者の相談や農地の受け手の利用意向を汲み取りながらの策定に至ったものであるため、目標である10年後の達成に向け、農地の集積、遊休農地の解消や新規発生抑制及び新規就農者の参入促進など、農業委員会が行う最適化活動に対する支援を町としても一層取り組んでいく必要がある。

令和6年度 事業別行政経営計画書

所属名	まちづくり部まちづくり推進課	予算科目	6-1-3-(3)
事業名	農業振興事業		

■基礎情報

目的	農作物の品質向上に対する補助や経営所得安定対策を実施することにより、農業者の経済的安定を目指し生活を守る。 農業振興地域整備計画に基づき、優良な農地を確保・保全するとともに、合理的かつ生産性の高い農業を展開するため、都市的土地需要との調整を図りながら計画的な土地利用を推進する。 農業振興と農地における町民の理解、参加及び地産地消を推進する。	
事務内容	・ 地域計画策定に関する業務 ・ 農地中間管理事業に関する業務 ・ 農業の担い手に対する支援 ・ 有害鳥獣の捕獲駆除 ・ 生産調整に対する補助に関する業務 ・ 遊休農地パトロール ・ 利子補給等 ・ 猟友会(資格取得者)に委託	・ 農振除外申出審査 ・ 農業振興地域整備計画の変更 ・ れんげまつり開催 ・ ふれあい農園の管理運営事務 ・ 農業塾運営方針の転換事務 ・ 農機具のレンタル事業 ・ 朝市会支援に関する事務 ・ 農業生産特産品に対する支援
現在における経過又は課題	・ 一つ目の課題としては、農業経営基盤強化促進法等の改正により、令和6年度末までに10年後を将来目標に掲げた地域計画を策定・公告しなければならないため、期限までに遅滞なく手続きする必要がある。 ・ 二つ目の課題としては、地産地消の促進や農業生産物を使った新たな特産品づくりを支援することで、新農業法人が安定経営できるよう連携するとともに、農業後継者の確保のため若い世代の農業参入を進める必要がある。	
令和6年度の目標又は改善策	・ 一つ目の課題に対する目標としては、令和5年度に作成した現況地図及び目標地図を踏まえ、県や農業委員会に意見を求めながら本町の地域性に合致した地域計画を策定し、期限までに公告する。 ・ 二つ目の課題に対する目標としては、町が出資した新農業法人や団体等と連携しながら、米粉を使ったパンや菓子、ブルーベリー等、大口町産の農作物を原材料にした特産品の研究開発を行い、特産品づくりの取組に対する支援策として創設した補助制度を有効に利用してもらえよう取り組む。また、将来農業を担ってもらえる若い世代を一人でも多く迎え入れられるよう、新農業法人や団体等との連携や県関係機関との連絡を密に取っていく。	

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 5 章	未来へと引き継ぐ環境保全とまちの活力を創造する				
		基本政策	第 2 節	産業・経済				
成 果 指 標	担い手農家の経営農地面積							
	H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 実績値	R4 実績値	R5 実績値	R6 実績値	R7 目標値
	179.0ha	180.0ha	172.8ha	169.3ha	168.1ha	180.9ha	172.8ha	190.0ha

■3年間の目標

目標					
項 目（単位）	R4 実績	R5 実績	R6 実績	R7 目標	R8 目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R7年度	- 目標地図と地域計画に掲げた方針のもと、農地利用集積を一層推進する。 - 町が出資した農業法人等と連携し、大口町産の農作物を原材料にした特産品の研究開発を行い、更なる地産地消の推進に必要な農産物の特産品に対する支援策の活用により、農地の担い手として発展するよう支援する。
R8年度	- 目標地図と地域計画に掲げた方針のもと、農地利用集積を一層推進する。 - 町が出資した農業法人等と連携し、大口町産の農作物を原材料にした特産品の研究開発を行い、更なる地産地消の推進に必要な農産物の特産品に対する支援策の活用により、農地の担い手として発展するよう支援する。

■作業工程（当該年度）

月	作 業 内 容
毎月	・ 利用権設定事業事務 ※地域計画策定後は、農用地利用集積計画から農用地利用集積等促進計画に移行する。
4	・ 地域計画策定に係る事務（～3月） ・ 転作確認（景観作物） ・ れんげまつり開催
5	・ 農用地利用計画変更申出受付案件審査（四半期毎） ・ 転作確認（水田確認）
8	・ 農用地利用計画変更申出受付案件審査（四半期毎）
11	・ 農用地利用計画変更申出受付案件審査（四半期毎）
2	・ 農用地利用計画変更申出受付案件審査（四半期毎）
3	・ 農業振興対策事業補助金（交付事務等）
随時	・ 有害鳥獣事務（ワナ仕掛け、捕獲） ・ 農地中間管理事業（貸出農地と受け手のマッチング作業及び農地中間管理機構との協定に基づく事務手続き） ・ 遊休農地パトロール ・ ふれあい農園入退園等手続き事務 ・ 農産物特産品づくりに対する取組への支援 ・ 農業塾の企画運営事務 ・ 農機具レンタル事業 ・ その他（朝市会支援に関する事務等）

■目標又は改善策に対する取組内容

- ・ 一つ目の目標に対する取組としては、令和5年度に作成した現況地図及び目標地図を踏まえ、県や農業委員会、愛知北農業協同組合にも意見を求めるとともに、認定農業者に最終確認を行いながら、これまでの「人・農地プラン」で農業を担う者に位置付けた認定農業者及び認定新規就農者のほか、将来にわたり積極的、継続的に農業に従事する農業従事者も地域内の農業を担う者に加えた全14経営体により、10年後の令和16年度において、田の集積率95%、畑の集積率28%として、将来の目標とする集積率を設定した地域計画を策定し、令和7年3月31日付で公告を行った。
- ・ 二つ目の目標に対する取組としては、まずは、町が出資した新農業法人が主体的に活動できるよう専門家に相談しながら組織づくりに対する助言を行い、今後継続して、新農業法人が従業員を雇用しながら大口町産の農作物を原材料にした特産品の研究開発、販売へとつながるよう補助金交付申請の際の助言や支援、交付決定等の手続きを行った。

■評価

- ・ 一つ目の取組に対する評価としては、目標に掲げたとおり期限内に本町の実情に応じた地域計画を策定し、公表することができた。特に、現況をそのまま目標とする地域計画や目標地図を策定する他市町が多い中、本町は現況に満足することなく、地域農業の将来を見据えた計画としたことで、県や農業委員会、愛知北農業協同組合等の関係機関だけでなく、将来にわたり地域農業を担っていただく認定農業者等の経営体が納得する計画を策定することができた。今後は、策定した地域計画をその都度必要に応じて見直ししながら、計画実現に向け取り組んでいく必要がある。
- ・ 二つ目の取組に対する評価としては、これまで代表取締役1名体制だった新農業法人に取締役1名が加わり、より主体的活動がしやすい組織体制に変わることができた。また、補助制度を利用してもらったことで、ブルーベリーの生産からジャムの試作品製造販売や麦芽づくりのためのビール麦の生産、米等のフレーバーを使ったクラフトビール委託製造販売を、新農業法人の役員と直接雇用されたアルバイト従業員で行うことができたため、今後、大口町産の農作物を原材料にした特産品の研究開発、販売へとつながって行けるよう、引き続き助言や支援を町として取り組む必要がある。

令和6年度 事業別行政経営計画書

所属名	まちづくり部まちづくり推進課	予算科目	7-1-2-(4)
事業名	観光振興事業		

■基礎情報

目的	桜が咲く時期に多くの人を訪れる五条川において、快く桜並木を鑑賞できる環境を整える。また、観光資源として広く周知する。		
事務内容	・ 桜まつり関係業務 ・ 五条川遊覧船事業に関する業務 ・ 薪能に関する業務 ・ その他、観光全般に関する事務		
現在における経過又は課題	・ 一つ目の課題としては、毎年、五条川の桜並木は地元住民から愛され観賞していただいているが、桜の観光名所としてはまだまだ他に知られていないのが現状である。 ・ 二つ目の課題としては、令和6年度から観光振興事業として実施する五条川遊覧船事業と薪能公演を桜まつりの開催時期に合わせて行う計画であるため、従来の桜まつりの取組に合わせ、当該新規事業を円滑に運営する必要がある。		
令和6年度の目標又は改善策	・ 一つ目の課題に対する目標としては、より多くの観光客や地元住民が集う他に負けない桜の観光名所として、五条川の桜並木を一層PRするため、令和4年度に実施したムービングライトの照明演出を充実させるとともに、近隣農地約60アールを桜まつり景観形成拠点と位置付け、写真撮影スポットとして菜の花を咲かせ、ライトアップ演出をすることで、更なる誘客に取り組む。 ・ 二つ目の課題に対する目標としては、ライトアップの取組と調整しながら、令和4年度から継続実施している五条川遊覧船事業と令和5年度に実施した薪能公演が滞りなく実施できるよう、関係機関や団体と連携を密にしながら取り組む。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 6 章	持続可能な地域経営				
		基本政策	第 3 節	情報発信・共有				
成果指標								
	H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 実績値	R4 実績値	R5 実績値	R6 実績値	R7 目標値

■3年間の目標

目標	桜まつりにおけるムービングライトの照明演出と桜まつり景観形成拠点を充実するとともに、五条川遊覧船事業と薪能を安全かつ滞りなく実施しながら、より多くの観光客や地元住民が集う他に負けない桜の観光名所にする。						
項 目（単位）			R4実績	R5実績	R6実績	R7目標	R8目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R7年度	- 桜まつりにおけるムービングライトの照明演出や桜まつり景観形成拠点の点検評価を行った上で、更なる充実を図るための計画変更等の検討を行う。また、更なる誘客のため、賑わい創出事業と連携しながら設置された飲食店ブースで、特産品の販売にも取り組む。 - 五条川遊覧船事業と薪能公演を安全かつ滞りなく実施する。
R8年度	- 桜まつりにおけるムービングライトの照明演出や桜まつり景観形成拠点の点検評価を行った上で、更なる充実を図るための計画変更等の検討を行う。また、更なる誘客のため、賑わい創出事業と連携しながら設置された飲食店ブースで、特産品の販売にも取り組む。 - 五条川遊覧船事業と薪能公演を安全かつ滞りなく実施する。

■作業工程（当該年度）

月	作 業 内 容
4	- 小型船舶第一種中間検査の受検（～10月） - 桜まつりの開催（～翌年度4月） - 五条川遊覧船事業の実施 - 薪能公演
3	
通年	
	桜まつり開催に向けた準備 ※ライトアップ、景観形成拠点の管理、五条川遊覧船事業及び薪能公演の業務委託の調整を行う。

■目標又は改善策に対する取組内容

- ・ それぞれ目標を掲げて取り組むことを計画していたが、桜の開花時期に合わせた集約イベントとして新たに企画し、五条川遊覧船の運航をはじめ集約イベント全体が滞りなく実施できるよう、早い段階から関係機関や団体、事業者等とも綿密な打ち合わせを重ね、許認可申請や届出等の手続きを行った。具体的には、ムービングライトの照明演出の充実を含めライトアップ拠点を5か所に拡充、写真撮影スポット桜まつり景観形成拠点（約60アール）での菜の花の栽培、仮設通路整備やライトアップ演出を行った。五条川遊覧船では、通常運航のほか町内幼稚園と保育園の卒園児の乗船体験を実施したり、薪能公演では、鑑賞申込手続きや舞台設営から当日の運営の段取りまでを、まちづくり部全体で取り組んだ。更には、3月29日から3日間、にぎわい横丁のテイクアウト商品を食べ歩きできるよう町道大口中央幹線（新田橋－平和橋区間）を通行止めにし、歩行者天国として楽しめるようにした。また、より多くの観光客や地元住民が集う他に負けない桜の観光名所として、五条川の桜並木を一層PRする取組としては、テレビ局や新聞社へのプレスリリースを積極的に行った。
更には、地域全体を巻き込む取組として、誠信高等学校の生徒や名古屋経済大学の学生ボランティア募集、大口町商工会の会員の皆さんへのお土産コーナーへの出店募集を行った。

■評価

- ・ 取組に対する評価としては、新たに企画し開催した集約イベントではあったが、全般において、大きなトラブルもなく安全に実施することができた。今後もさくらまつりを実施していくに当たり、若く柔軟な考えやアイデアを取り入れるため誠信高等学校の生徒や名古屋経済大学の学生と企画段階から連携し、また、地域経済の発展のため大口町商工会の会員の皆さんとも連携しながら、将来にわたり、地域一帯で盛り上げるさくらまつりになるよう、また、五条川の桜と言えば「大口町」と言われるよう、職員、関係者が一体となり取り組んでいく必要がある。

令和6年度 事業別行政経営計画書

所属名	まちづくり部まちづくり推進課	予算科目	8-3-1-(3)
事業名	都市計画推進事業		

■基礎情報

目的	土地利用の在り方や市街地開発など、都市計画に関する各種計画等の策定や調査等を行い、都市計画行政を推進する。	
事務内容	・都市計画マスタープランの策定・見直し ・都市計画審議会の運営 ・都市計画基礎調査の実施 ・都市計画基本図の作成、修正 ・生産緑地関係事務	・都市計画関連協議会事務 ・国土利用計画法に基づく届出事務 ・測量法に基づく公共基準点管理 ・その他都市計画推進に関する事務
現在における経過又は課題	課題としては、本町の約23%が市街化区域、残り約77%が市街化調整区域であり、住宅を建てられるエリアが限られている現状があるため、まちの将来を見据え、新たなエリアでも住宅が建てられるような土地利用計画を検討する必要がある。	
令和6年度の目標又は改善策	課題に対する目標としては、令和5年度に実施した地域住民や土地所有者の意向調査の結果を踏まえ、住宅を建てることができるエリアを新たに設定する手法を調査研究しながら土地利用計画の方針を検討する。	

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 3 章	災害や犯罪に強く豊かな生活基盤を創造する				
		基本政策	第 2 節	生活基盤				
成 果 指 標	市街化区域内の低・未利用地面積割合							
	H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 実績値	R4 実績値	R5 実績値	R6 実績値	R7 目標値
	2. 20%	1. 80%	1. 80%	－	－	－	－	1. 50%

成果 指標	地籍調査の進捗率							
	H26実績値	R1実績値	R2実績値	R3実績値	R4実績値	R5実績値	R6実績値	R7目標値
	97.70%	99.00%	99.00%	－	－	－	－	99.00%

■3年間の目標

目標						
項 目（単位）	R4実績	R5実績	R6実績	R7目標	R8目標	

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R7年度	まちの将来を見据え、新たなエリアでも住宅が建てられるような土地利用計画の見直しを進めるため、関係機関と調整しながら計画見直しのための事務手続きを適正かつ円滑に行っていく。
R8年度	まちの将来を見据え、新たなエリアでも住宅が建てられるような土地利用計画の見直しを進めるため、関係機関と調整しながら計画見直しのための事務手続きを適正かつ円滑に行っていく。

■作業工程（当該年度）

月	作 業 内 容
4	・都市計画基礎調査 業務委託発注
	・令和5年度に実施した小口線沿線の地域住民及び土地所有者の意向調査結果の検証
12	・都市計画基礎調査 完了
1	・都市計画基礎調査 県報告
随時	・尾張都市計画生産緑地地区の変更（大口町決定）事務
	・都市計画審議会の開催・運営
	・小口線沿線の地域住民や土地所有者の意向調査結果を踏まえた土地利用方針の決定
	・都市計画の変更等の事務手続き
	・生産緑地買取申出の事務手続き

■目標又は改善策に対する取組内容

目標に対する取組としては、住宅を建てることのできるエリアを新たに設定する手法として、土地所有者に負担を掛けないう都市計画法第34条第11号に基づく知事による指定区域について調査研究した。

■評価

都市計画法第34条第11号に基づく知事による指定区域に関して調査研究をした結果、区域の指定にあたってはその区域内に農振農用地を含まないことが前提となっており、農振農用地が含まれた区域を指定する場合、それを根拠として農振農用地を除外することは極めて困難であることが判明した。まちの将来を見据え新たな住宅が建てられるエリア設定に向けて、他の手法も含めて引き続き調査研究を進めていく。

令和6年度 事業別行政経営計画書

所属名	まちづくり部まちづくり推進課	予算科目	8-3-6-(3)
事業名	シティプロモーション事業		

■基礎情報

目的	持続的な人口バランスを確保するため、20歳代後半から30歳代といった世帯形成期を中心とした住民の定住促進及び町外転出の抑制を図ることを目的とする。		
事務内容	・ まちの魅力を発見する事業に係る事務 ・ まちの魅力を発信する事業に係る事務 ・ まちの魅力を磨く、まちとつながって暮らす事業に係る事務 ・ 企業とまち・人をつなぐ事業に係る事務	・ ゆかりのある人とつながる事業に係る事務 ・ 受け入れる環境を整える事業に係る事務	
現在における経過又は課題	・ 一つ目の課題としては、令和5年度から第3期アクションプラン「大口町を訪れる人を受け入れるプロモーション」が始まったため、アクション13からアクション17に掲げた計画を具体化して、目標達成に向けて取り組んでいく必要がある。 ・ 二つ目の課題としては、大口町プロモーション戦略の目的である人口構成バランスの良いまちの実現を目指し、子育て世代をはじめとした若い世代の移住定住を進めるため、大口町にゆかりのある人を呼び込む一つのきっかけとして実施している移住・定住支援補助金制度の更なる利用を推進する必要がある。		
令和6年度の目標又は改善策	・ 一つ目の課題に対する目標としては、第1期、第2期アクションプランの継続事業を実施しながら、プロモーションの最終目的である本町にゆかりある若い世代の移住・定住者が増えるように第3期アクションプランのアクション13からアクション17に掲げた計画を具体化し、まずは一つひとつすぐにでも着手できる事業を実施していき、おおぐち宣伝部やNPO法人まちねっと大口とともに計画的に取り組んでいく。その中でも、現在計画中の、町の名所をめぐるスタンプラリーについては、従来の名所に加えて、農政グループにおいて取り組んでいる農業振興対策事業（景観作物等の育成促進）を活用し、休耕田で花を育てている箇所も当該スポットに加えられるようにする。 ・ 二つ目の課題に対する目標としては、令和5年度に実施したアンケート調査の結果を踏まえ、移住・定住支援補助金制度の有効なPR方法として、SNS等を使ったPRを重点的に取り組んでいく。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 6 章	持続可能な地域経営				
		基本政策	第 3 節	情報発信・共有				
成 果 指 標	町ホームページによる情報提供への満足度							
	H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 実績値	R4 実績値	R5 実績値	R6 実績値	R7 目標値
	62. 2%	64. 3%	64. 3%	－	－	－	－	70. 0%

■3年間の目標

目標	・ 大口町にゆかりのある人に情報が伝わっている。 ・ 大口町へのUターン者、定住する若者が増えている。				
項 目（単位）	R4 実績	R5 実績	R6 実績	R7 目標	R8 目標
同居支援補助金及び近居補助金の利用者	3	6	7	5	8
在勤者定住支援補助金の利用者	5	7	13	14	16

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R7年度	第3期の3年目 ● 大口町を訪れる人を受け入れるプロモーション ・ アクションプランの進捗管理 ・ 受け入れる環境を整える ・ プロモーション総括
R8年度	

■作業工程（当該年度）

月	作 業 内 容
通年	・ まちの魅力発信協働委託
4	「おおぐち宣伝部」との定例会議（月１回程度）を行いながら、第１期、第２期アクションプランの継続事業を実施する。（～３月）
6	「おおぐち宣伝部」との定例会議（月１回程度）を行いながら、第３期アクションプランの２年目として事業を実施する。（～３月）
4	・ 金助桜まつりにてＰＲ ・ れんげまつりにてＰＲ
11	・ ふれあいまつりにてＰＲ
1	・ 二十歳の集いにてＰＲ
随時	・ 小学校の授業に合わせたＰＲ ・ 社長さんリレーインタビュー（６回程度） ・ 魅力発見ツアーの企画・実施（２回程度） ・ まちの魅力Ｗｅｂページ更新 ・ 企業との連携イベント ・ スタンプラリーの準備及び実施

■目標又は改善策に対する取組内容

- ・ 一つ目の目標に対する取組としては、おおぐち宣伝部やＮＰＯ法人まちねっと大口とともに第１期、第２期アクションプランの継続事業を実施しながら、第３期アクションプランのアクション１５「観光客に対するおもてなしの心」の取組として、さくらまつりに出展し観光客に大口町の魅力を発信したり、「大口町大好きフォトラリー」と題した町の名所をめぐる事業を実施するに当たり、フォトスポットやコースづくりに取り組んだ。
- ・ 二つ目の目標に対する取組としては、移住・定住支援補助金制度を広報やホームページだけでなく、比較的に若い世代が目にするＦａｃｅｂｏｏｋ、ＬＩＮＥ等のＳＮＳを使ったＰＲ、更にはコミュニティバスの車内デジタルサイネージを使ったＰＲを行った。

■評価

- ・ 一つ目の取組に対する評価としては、初めて観光客向けの取組としてさくらまつりに出展したが、ボランティアとして参画した誠信高等学校の生徒や名古屋経済大学の学生ボランティアにも手伝ってもらいながら、大勢の花見客に対し大口町の魅力を発信することができた。また、令和７年度に「大口町大好きフォトラリー」が開催できるよう計画的に準備を進めることができたため、今後は、大勢の方に参加していただけるようＰＲしていかなければならない。
- ・ 二つ目の取組に対する評価としては、令和５年度の移住・定住支援補助金制度利用者は１３件であったが、令和６年度は２０件に利用者が伸びたことから、引き続きＳＮＳ等によるＰＲを行いながら本町にゆかりのある若い世代の移住定住につなげていく必要がある。

令和6年度 事業別行政経営計画書

所属名	まちづくり部まちづくり推進課	予算科目	8-3-7-(3)
事業名	住環境整備事業		

■基礎情報

目的	大規模な地震の発生による建築物の倒壊等の被害から住民の生命及び財産を保護するため、旧基準木造住宅の耐震改修の促進と減災化促進及び建築物の耐震化を行うことで、地震に対する安全性の向上を図り、災害に強い地域社会の形成を目的とする。 また、家屋の所有者に対し、空家が地域の生活環境に悪影響を及ぼさないよう空家の発生予防及び空家の適正管理についての啓発を図ることを目的とする。		
事務内容	・ 木造住宅耐震改修及び減災化促進業務 ・ 建築物（多数の者が利用する建築物、通行を確保すべき道路沿道の建築物など）耐震促進業務	・ 空家対策業務	
現在における経過又は課題	・ 一つ目の課題としては、木造住宅の耐震改修や除却補助制度の利用が少ない現状はあるが、まずは、町内の緊急輸送道路や避難路等の地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物のうち、耐震性が確認できていない建築物の所有者に補助制度等を知っていただき、速やかに対策を講じていただけるよう周知啓発する必要がある。 ・ 二つ目の課題としては、空家活用や危険空家除却補助制度の利用が少ない中で、地域住民等から庭木・雑草の繁茂や家屋破損による飛散の恐れなどの苦情や相談が寄せられている。そうした空家については、台風等の災害時に周辺住民に悪影響を及ぼす恐れが大きいため、補助制度を利用してもらい所有者の責任をもって対策を講じていただく必要がある。また、高齢化や核家族化が進む中で、将来自宅が空家にならないよう所有者に意識付けをしていく必要がある。		
令和6年度の目標又は改善策	・ 一つ目の課題に対する目標としては、町内の緊急輸送道路や避難路等の地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の耐震性が確認できていない建築物のうち、木造住宅の所有者に対し、まずは耐震診断を実施していただけるよう働き掛け、耐震改修又は除却につながるよう取り組む。 ・ 二つ目の課題に対する目標としては、令和5年度から新たに取り組んでいる公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会による無料相談を継続し、空家所有者の個別相談内容に応じたアドバイスにより、空家の適正管理や空家改修、危険空家の除却へと導く。その他、台風時期の前には、引き続き台帳管理する空家と思われる建築物の所有者宛てにDMを送り、周辺における被害の未然防止に努めるとともに、福祉部局とも連携しながら老人クラブなどの団体が集う場に出向き、将来自宅が空家にならないよう生前元気なうちから子や孫と話し合ってもらよう周知啓発し、空家の新規発生を抑制する。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 3 章	災害や犯罪に強く豊かな生活基盤を創造する				
		基本政策	第 2 節	生活基盤				
成 果 指 標	住宅の耐震化率							
	H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 実績値	R4 実績値	R5 実績値	R6 実績値	R7 目標値
	77.0%	87.0%	87.0%	－	－	－	－	95.0%

■3年間の目標

目標						
項 目（単位）			R4 実績	R5 実績	R6 実績	R7 目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R7年度	1件でも多くの方に利用してもらえるよう、耐震改修等の補助制度、空家改修等の補助制度を周知啓発する。 - 空家の新規発生を抑制するため、福祉部局とも連携しながら空家対策等の周知啓発が最も有効と考えられる方々が集まる機会を捉え、そうした場に出向きPRしていく。
R8年度	1件でも多くの方に利用してもらえるよう、耐震改修等の補助制度、空家改修等の補助制度を周知啓発する。 - 空家の新規発生を抑制するため、福祉部局とも連携しながら空家対策等の周知啓発が最も有効と考えられる方々が集まる機会を捉え、そうした場に出向きPRしていく。

■作業工程（当該年度）

月	作 業 内 容
4	・ 空家等調査業務（～3月）
5	・ 過去に耐震診断を受けた所有者に対し、耐震改修等補助制度の案内送付。
	・ 広報掲載（耐震関連補助制度・空家対策関連制度）
7	・ 新たに空家と判断できる物件所有者への意向調査（補助制度案内含む）を送付。
9	・ 7月空家意向調査の結果を受け、個別相談等の実施。
	・ 台風被害対策に係るDM送付。
11	・ 水道閉栓及び1年以上未使用物件調査（丹羽広域事務組合水道部依頼）
3	・ 空家等対策協議会の開催（年1回程度）
随時	- 無料空家相談（年4回） - 空家現地確認（個別） - 空家適正管理依頼

■目標又は改善策に対する取組内容

- ・ 一つ目の目標に対する取組としては、町内の緊急輸送道路や避難路等の地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の耐震性が確認できていない建築物の所有者に対し、実態把握のためのアンケート調査を実施した。特に、木造住宅の所有者に対しては、まずは耐震診断を実施し、その後の耐震改修又は除却につながるようチラシを同封してPRした。
- ・ 二つ目の目標に対する取組としては、公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会による無料相談会では、8件の方の個別相談内容に応じてアドバイスした。また、台風時期の前には、引き続き台帳管理する空家と思われる建築物の所有者宛てにDMを送り、万一の際の緊急連絡先の取りまとめを行った。更には、老人クラブ連合会の会合に出向き、将来自宅が空家にならないよう生前元気なうちから子や孫と話し合ってもらおうようお願いするとともに、直接補助制度の説明を行った。

■評価

- ・ 一つ目の取組に対する評価としては、アンケート調査の結果、実態を把握することはできたが、耐震診断や耐震改修又は除却につながっていないため、個別に訪問するなど災害時を見据えた対策を講じていただくよう説明する必要がある。
- ・ 二つ目の取組に対する評価としては、無料相談会の相談から空家活用や除却の補助制度利用に結び付けることができなかった。管理状態が悪く周辺に悪影響を及ぼす前に、補助制度を利用し対策を講じていただけるような効果的な周知方法を検討する必要がある。台風時期の前に所有者宛てに送るDMは継続しながら、万一の際の緊急連絡先の把握に努めていく。